



保育料の一部貸付制度のご案内

保育料の一部貸付制度とは・・・

未就学児を持つ保育士が、保育所等に勤務することが決定した場合、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付を行い、保育士の就職・復職支援を図ることを目的としています。

対象者 : 次の要件のいずれも満たしている方となります。

- ①未就学児を持つ保育士。
 - ②市内の保育所等に**新たに**勤務する方。または、**産休・育休から復帰**する方。
 - ③市内の保育所等に、**2年間継続して週20時間以上**勤務する（予定である）方。
- 注）公立保育所勤務の正規職員の方は対象外となります。

貸付額

保育料の半額（月額**2万7千円**以内）

※貸付期間: 保育士として勤務してから1年以内 利子: 無利子 連帯保証人: 1名以上必要

※貸付合計額は最大約 **32** 万円、要件を満たせば **全額免除！！**



市内の保育所等で **2年間継続して週20時間以上**保育士業務に従事すること

※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

申込方法 : 千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

◆お問い合わせ先

千葉市社会福祉協議会 社会福祉課（保育士修学資金等貸付担当）

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2

千葉市ハーモニープラザ3階

TEL043-209-8868/FAX043-312-2442 Eメール hoiku@chiba-shakyo.jp

千葉市社会福祉協議会ホームページ <https://chiba-shakyo.jp/>